

第六回参議院文部委員会會議錄第一号

昭和二十四年十月三十一日(月曜日)
午前十一時五十一分開会

委員氏名

委員長 田中耕太郎君
理事 若木 勝蔵君
理事 松野 喜内君
理事 木内キヤウ君
理事 岩間 正男君
理事 梅津 錦一君
理事 河野 正夫君
理事 左藤 義詮君
理事 小野 光洋君
理事 大隈 信幸君
理事 梅原 眞隆君
理事 高良 とみ君
理事 堀越 儀郎君
理事 三島 通陽君
理事 山本 勇造君
理事 藤田 芳雄君
理事 鈴木 憲一君
理事 西田 天香君

本日の會議に付した事件
○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○朝鮮人学校の閉鎖問題の件
○定員定額問題の件
○教職員資格者の問題の件

○委員長(田中耕太郎君) それでは今日の委員会を開会いたします。
先ず第一の議案であります国立学校設置法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。
先ず文部大臣に提案理由の御説明を願います。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 只今議題となりました国立学校設置法の一部を改正する等の法律案につきまして、御説明申し上げます。

この法律は、商船大学を設置し、及び国立学校の職員の定員を行政機関職員定員法の規定に合致させる等のため、国立学校設置法及び運輸省設置法の一部を改正すること等について規定するものであります。

商船大学の設置につきましては、昨年以来運輸省及び高等商船学校において同校と海務学院とを合わせて学校教育法による国立大学にすることを計画し、本年三月大学設置審議会の審査の結果、適當であるとの答申を得てゐるのであります。文部省におきましては、さきに第五国会に提出した国立学校設置法案には、これを国立大学として加える考えでございましたところ、尙研究不十分の点がありましたので、一応保留して今日に至つたのであります。その後関係者間で研究を進めた結果、高級海員の養成機関は、是非ともこれを学校教育法による大学とすべきであるとの結論に到達し、このたび国立学校設置法を改正して商船大学の設置を規定することとした次第であります。

次に国立学校の職員の定員の一部の改正につきましては、国立学校設置法に定める国立学校の職員の定員は、行政機関職員定員法に国立学校の職員として掲げられた数と多少の差違がありますので、これを是正するものであります。

○委員長(田中耕太郎君) 只今の河野君の御提案御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

ます。この差違を生じた理由は、国立学校設置法案提出の際には国立大学附属病院の事務職員の定員は、行政整理について特別の考慮が拂われる見込がありましたが、それによつて立案提出しましたところ、その後一般方針通り定員法が規定されるにいたしましたので、その分が定員法に定める人数より超過したからであります。このたびの改正は、この差違を是正するものであります。

以上の点がこの法律案の骨子であります。以上、以上の改正に伴い、運輸省設置法及び教育職員免許法の一部について所要の改正を加える等関係法令を整理いたしました。

以上、本法案の提案理由及び内容の骨子について御説明申し上げました。が、何とぞ十分御審議の上、速やかに御可決下さいませようお願い申し上げます。

○委員長(田中耕太郎君) お諮りいたしますが、只今の国立学校設置法の一部を改正する等の法律案につきまして、細目の説明なり又質疑を今日いたしますか、どうでございませうかが。
○河野正夫君 別に他に御意見がなければ、次の機会に細目の説明と質疑を移して、今回は長い休会中にいろいろの出来事もありましたので、二、三緊急に質問したいという委員もおるようでありますから、その方に時間をお割き下さることを提案いたします。

○委員長(田中耕太郎君) 只今の河野君の御提案御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) ではさよう取計いたします。從つて第二の議案であります教育文化施設及び文化財保護に関する一般調査の件についても次の機会に延ばしまして差支えございませんか。

○松野喜内君 これを次の機会にして頂くことに賛成であります。この前から衆参両方の文部委員ともお互いに研究、調査いたしましたので、段々その研究に進みつつある次第であります。ここにその纏つた点を申上げるまでに至つておりませんので、更に重ねて御報告することは必要であると存じますので、次の機会に延ばすことに賛成であります。

○委員長(田中耕太郎君) それでは二つの件は次に延ばすことにいたします。

○岩間正男君 文部大臣が見えられておりました、是非緊急に質問したいと思つておつた問題があるのですが、早速朝鮮人の学校の閉鎖問題です。このことは国会の休会中に取計らわれた次第であります。この経過並びにどのように現在これが動いており、どう処置されておるか、こういう点について大臣からお話願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) この問題につきましては、新聞に事情を發表いたしましたので、皆さんも多分お読み下さつたと思ひます。事情はその通りでありまして、朝鮮人の学校の問題につきましては、森戸文部大臣のとき、昨年の四月一度問題がありまして、

て、そうして文部大臣と朝鮮人代表者との間で覺悟が取交わされて一応解決しておつたわけであります。このたび御承知のように団体等規正令によりまして、朝鮮人連盟が解散をされたという事になりました。それと関連いたしましたので、いろいろ朝鮮人学校について処理しなければならぬ新しい問題も又起きて来たわけであります。そこで今回の措置は、先ず第一は団体等規正令によりまして、朝鮮連が解散をされた直接の結果について処理しなければならぬ点が一つあります。それは朝鮮連の設立経営に属しておりました朝鮮人学校に対する処置、これは朝鮮連が設立経営者でありました関係から、朝鮮連が解散される結果といたしまして、経営者がなくなつたわけであります。自然学校としての運命は陸校の運命になるのであります。それらの学校に對しましては、これが陸校になりました場合に、その生徒をどういうふうにするかというのを文部省としては当然考えなければなりません。そこでそれらの生徒につきましては、日本の公立学校に收容いたしました。十分勉学の機会を與へ、日本人の児童と同じように教育をしようという打合せを、準備いたしました。そうして今回の処置で朝鮮直接経営の朝鮮人学校に對しましては閉鎖するという処置をとつたわけでありまして、それから朝鮮人学校の中には朝鮮連の直接経営でない管理組合による経営の学校もありますが、これらも実質的には人的或いは指導等の

関係で、可なり朝連と密接な関係を持つてゐるものも相当に多いのでござい
ます。併しこれらにつきましては、森
戸文部大臣当時取り交した覚書の趣旨
に則りまして、法人の組織を整えて、
学校教育法、教育基本法に全部則らせ
るというような処置をするということ
で、二週間の間にそういう手続を完了
するように、こういう処置をとつたわ
けであります。朝連の直接経営の学校
の閉鎖につきましては、新聞で御承知
のように幾分問題になつたところもあ
りますが、大体において順調に取運ば
れて大部分が完了しているという報告
を受けております。それから管理組合
等によつて経営されております朝鮮人
学校につきましては、二週間の間に手
続をするようにということにして処置
をいたしまして、その手続が段々に各
地方庁に対してとられてゐるという状
況であります。

○岩間正男君 この問題は非常に影響
するところが大きいと考えられるわけ
であります。先ず今の御報告だけでは
いゝ／＼な点でまだ十分に思えないの
であります。二、三の点についてお伺
いしたい。この問題の與える影響とい
うものは非常に國際的に私は大きいと
思う。こういう点から考へて、十分に
このような考慮を文部省がされたかど
うか。その後これに該当してあります
ところの朝鮮人の人達のいゝ／＼な請
願、陳情が国会に対してもなされてい
るのであります。そういう意見を総合
しますと、彼ら自身は今後の
教育に対して非常に不安を持つてゐる
わけでありまして、そういう点から考へ
て十分にこの問題は慎重になされなく
ちやならないのだけれども、そういう

点が相当文部省において検討されるこ
とが欠けておつたのではないかという
点が一点であります。

その次に接收されたところの校舎の
ようなものは、今後どのようにこれは
一体日本政府によつて使われるのであ
るか。更にそれと連関しまして受入態
勢であります。この受入態勢が十分
にできてゐるかどうか。殊に現在六三
制の問題で校舎不足が傳へられてい
る。国内の狀態だけでも校舎が足りな
くて、そして非常に困難を起してい
る。そこへこれは数はまだはつきりし
ませんけれども、数万の朝鮮の学童が
そこに入つて来るということになりま
すと、当然設備並びにその教科内容そ
の他いゝ／＼な問題において十分な態
勢が取られなければ、この問題を私は
解決し得ないと思ふのであります。た
だそういうような十分な準備がなされ
ないで、抜打的にこのようなことをな
されたために、非常に混乱が起つてお
る。従つてこれに対する措置を文部省
はどのようにとり、又今後どのように
これをいゝ／＼な遺憾のないようにす
ることを考へておられるかというこ
と、この点をお伺いしたい。

○國務大臣(高瀬正太郎君) 朝鮮人学
校の問題につきましては、森戸文部大
臣の当時一応覚書を交換いたして解決
を見たのであります。それ以前から
随分長い間の問題であつたのでありま
す。いゝ／＼面倒な問題がありまし
て、森戸文部大臣当時にあつた可なり
社会的に衝撃を與えるような事件が
起きました。それが昨年の四月、五月
頃一応覚書によつて解決した。そのと
きの覚書の内容は、御承知のように朝
鮮人学校も日本の法令に則つてやられ

なければならぬ。学校教育法、教育
基本法に嚴格に則つてやる。従つて教
育の内容ばかりでなく、組織につきま
しても、財団法人としての申請を一ヶ
月以内に必らずやる、こういうことで
決つたわけでありました。ところがそ
の後一年半でありましたが、財団法人
の手続をして来たものは極めて僅か、
まず一、二に過ぎない。殆んど大部分
はその手続もして来ない。そして内
容につきまして、学校教育法等に照
らしまして、甚だ妥當と思われないう
な内容のものも相当にあることが一般
に認められてゐる。そういうような事
実がありますので、これはやはり日本
の教育としてはどうしても考えなけれ
ばならない問題であるということとは、
随分長い間問題となつておつたわけ
であります。御承知のように義務教育と
いふものは、日本の国内に居住する者
がどうしてもこの程度の教養、知識と
いふものは持たなければならぬとい
う最低の教育の内容を與えるものであ
ります。ですから日本としては、教
育上これは余程嚴重に考へて行かなけ
ればならぬ問題であります。それが
朝鮮人学校において甚だ不完全であつ
たという場合には、どうしても何とか
嚴重な処置をしなくちやならなかつた
わけでありまして、昨年の四月から一
年ばかりでありまして、どうしようか
というところは随分慎重に文部省とし
て考へて来たのであります。その結果
として取つた処置でありまして、決
して不用意に抜打的に突然にやつたとい
うようなわけではないのであります。
朝鮮人学校側としまして、若し誠意
を以てこの問題を考へておられるとし
たならば、昨年四月から今日まで、一

年半の期間があるのでありまして、も
つと熱心に問題を解決するために努力
したろうと思ひます。その誠意が甚だ
足りない部分が多いのであります。そ
こでこういうふうになつたわけであ
ります。それから接收されました財産
は、接收ということは実は文部省がや
ることではありませんが、団体等規正
令によりまして、法務府がやることで
ありまして、今回の接收に當りまして
も、文部省がやつたわけでありません
で、法務府がこれを実行したわけであ
ります。國家の財産に歸屬することにな
ります。文部省の所有に直ぐなるわけ
ではありません。これをどういふふう
に使つて行くかというところは、今後考
へるべき問題で、今決定してゐるわけ
ではないのであります。それから受入
態勢の問題であります。これにつき
ましては、各地方庁の当事者を集めま
して、よく相談をして、各地方庁が
責任を以て世話をするという話合ひに
なつて処置したものであります。すな
わち、地方庁としては当然これは実行す
るものと考へられております。只今お
話のありましたように、六三制の教室
が非常に不十分だといふような点から
言ひまして、只今これを受入れまして
も、これは教場設備その他が十分完成
しておらず、受入れるといふわけに行
かないのであります。その点は甚だ
残念でありますけれども、今日の状況
から申しますれば、日本の学童と平等
に、同じ扱いにおいて義務教育を施す
といふことで、受入れをするといふよ
う外はないと思つております。で今後
の処置等につきましては、先程申しま
したようなわけでありまして、閉鎖い

たしました学童については公立学校に
受入れて、日本の学童と同様にこれ
を扱つて教育をして行く、その他のもの
につきましては、手続きを勧告して
るのであります。その結果により
まして考慮しなくてはならないと、こ
ういふわけでありまして。

○岩間正男君 期限が非常に近付い
て、これは明日からこの手続の期間が
切れてしまふわけで、いゝ／＼問題が
当面化するわけでありまして、今まで
陳情団なんかの人の訴えによりまして
いゝ／＼、先程の各地方の地方庁で十分
に受入態勢を整えて、そして十分に
手続をするといふようなことが、文部
省と話合ひになつてゐるというこ
とでありますけれども、実情を聞きま
すと必ずしもそうでない、なか／＼
この問題は、何か継ぎ接ぎのやうなこ
とになつて余り熱を入れない。例え
ば東京都あたりで實際当面者に対し
て、父兄とか、関係者が陳情に参る、
又文部省あたりにこの問題で参ります
といふと、なか／＼よく会つて呉れな
い。そういうことのために、非常に父
兄なんかの方達は、今後の自分達の子
弟の教育のため不安を感じてゐる。こ
ういふ実情が事實あるものであります。
でこゝろを私は考へるのですが、
問題は朝鮮を今後背負ふところの子供
達、これは三万以上になると思ひま
す。在日の子供達の教育がどうなるか
といふことが一番大きなところじや
ないかと私は考へる。いゝ／＼な手続と
か何とかいふことで、問題が先程は
抜き打ち的じやないといふお話もあり
ましたが、併し抜き打ち的でないとい
ふならば、十分にその期間に準備を整
えて、そしてその子供達の被害を、そ

ういふ実情が事實あるものであります。
でこゝろを私は考へるのですが、
問題は朝鮮を今後背負ふところの子供
達、これは三万以上になると思ひま
す。在日の子供達の教育がどうなるか
といふことが一番大きなところじや
ないかと私は考へる。いゝ／＼な手続と
か何とかいふことで、問題が先程は
抜き打ち的じやないといふお話もあり
ましたが、併し抜き打ち的でないとい
ふならば、十分にその期間に準備を整
えて、そしてその子供達の被害を、そ

れによつて起るところのいろ／＼な故障といふものをなくするように努力される必要がやなかつたかと思ふのでありますが、そういうことがないために、ここに來て非常に子供達が被害を受けておるといふことになつておると思ふのであります。でどうしてもこの点は、これは明日からこういう問題がいよいよ期間が切れる、切迫しているのではありませんが、文部省はどういうふうにか、これを今後具体的に指導されて行くか、地方庁に任されておつただけではこの問題が非常に円満に解決しないのじやないか。熱意がない、もつとこの問題に腹を入れて解決しなければ、やはり私達が今立つております立場、殊に對外的な、國際的な立場におきまして、十分に他國民のそういうような一つの教育を進めて行くという上に、或いは對日感情というやうな点を悪化させるということは非常にこれは愚案じやないかと、こういうふうには思われる、でこの点について、明日から起るこの問題について、もつと文部省は積極的の動かれて行く方がいんじやないか。この点を明らかにして欲しいと思ふのであります。ここ二三目見えましたところの陳情者に会いましたところが、どうも学校に廻つて行つたけれど、学校の方では校舎がないといふので、余りいい顔をして受入れない。それからいろいろ／＼な点についても十分不快の受入態勢ができていないために、非常に困つておるといふことが報告されておるのでありますが、この点もつとこれは文部省のしつかりした積極的な態度を私は期待したいと、こういうふうにおもふのですが、この点について承りたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 私としま

しても、閉鎖されたというやうな学校における子供の教育の問題が、只今岩間委員の言われた通り、一番重要な問題と考へておるわけでありませう。この点について何とか遺憾のないやうな処置を取つて行きたいといふことで、文部省も十分その点は熱心に地方庁と相談をいたしまして、いろ／＼と世話をしております。で文部省に陳情に來ました朝鮮人の人達も沢山にありますが、それらの人達に対しては、必ず係りの者が会ひまして、よく話をしつてやつておりました。一人も全然無断で追ひ附いたことはないと言つてよいと思ひます。それから私も会ひました。そのときに代表の人達が心配しておられた一番重要な点は、やはり子供の受入態勢の問題と、それから朝鮮の文化を破壊するといふやうなことがないようにして貰いたい、こういうやうな点が一番重要な点でありました。受入態勢につきまして、地方でも無論六三制等で教場困つておる關係から、いろ／＼な困難もあると思ひますけれども、すでに打合せも済んでおることでありますし、文部省としては飽くまで地方に必ず受入れをさせるといふ話をしておる。それからその受入れをいたしました場合の教育の仕方が又いろ／＼問題があると思ひます。少數の朝鮮人の學童を受入れる場合でありますと、極めて簡單でありますけれども、非常に多數の者を一つの學校に受入れなければならぬといふ場合には、いろ／＼又都合も考へなければならぬ点もありまして、朝鮮人の學童のみを一つのクラスにしてやるのがい

か、或いはこれを一緒にしてやるの

がいいかといふ問題もあります。それらの点も考へていろ／＼と準備をしておるのであります。それから朝鮮人文化との關係の問題につきまして、朝鮮語を教へていいの、或いは朝鮮の歴史といふやうなものも教へてもいいの、か、こういう話がありました。それらの点につきまして、文部省もいろ／＼考へ、研究をいたしております。で義務教育である以上、義務教育の課程といふものは日本の法律によつてどうしても完全に実施しなければならぬのであります。それらの課程以外におきまして、時間の余裕その他によつていろ／＼の方法で朝鮮語の教育、朝鮮語を教へて行く、或いは朝鮮の歴史を教へて行くといふたやうなことは決して禁止する意思はないといふ話をしておるわけでありませう。そういうやうなわけで、文部省としては今岩間委員の言われましたやうに、朝鮮學童の就學につきましては、十分に親切に考へてやらなくてはならないといふことで、直接は地方が扱うことでありますけれども、積極的に文部省はこの世話をするつもりでやつておるわけでありませう。

○岩間正男君

これは一昨日であつたと思ひますが、代表が文部省に前の日約束をしておつたので行つたけれども會つて貰えなかつたといふので、こちらに見えただけであります。これはまたまたさういふことがあつたのか、今のお話と大分食い違ひがあると思ひますが、これは文部省としまして、随分大きな問題ですから、文部省内におきましても何とか對策委員會のやうなものを持つて、十分にこの問題を解決するように積極的に動いて貰

いたい、こういうことを考へます。

それから大体この問題について、これは朝鮮人の人達は一体どういふ感想を持つておるか、考へ方を持つておるかといふやうなことを、恐らくこれはよくこういう問題について聞かれていないのじやないかと思ひますので、その点を申上げて見ますといふと、在日朝鮮人の人達は、とにかくこれは日本の國民と同じやうな租税なんかを負担しなければならぬ、三十億か、もつと……これは具体的に正確な数字は記憶しておりませんが、それははつきり自分達の義務は履行しておる。そして尙自分達の子供を教育をするために、自分達の手によつて學校を建てておる。それをここでどうも一方的にこの學校が閉鎖されるというやうなことに對して、非常にこういふやうな動きが、そういうことが表現されておるわけでありませう。この点は非常に私はや

はり大きいと思ふ。無論私立學校として發足しておるのでありますから、そういう点については最初から補助といふことは最初から期待しないのでやつておるのではありませうが、併し今までのうちで、最近朝鮮人の生活も非常に行き詰つて來ておるので、何とか補助して呉れないか、この解散の問題が起る前にさういふ運動が随分起された事實があるのではありません。これは例え

して日本は朝鮮人の教育に対してはこ

れは何ら支出等をしなかつた、さういふやうなこともあるわけでありまして、やはり一方義務は履行して租税もやつておるんだけれども、教育に對するところの恩恵といふものは非常に少ないといふことが言われておるのであります。そこを尙自分達の努力によつて、飽くまで自分のこれは民族的な一つの自覺、起ち上りによつて自分達の教育を確立したい、こういう熱望に燃えておる、こういうやうな点が、今のやうな態勢になつて來るといふと、非常にやはり私は國際的な問題として感情を刺戟する点、こういう点は日本が將來民主的な國家として迎ひ國々と飽くまでも友好を結び、さうして平和裡に今後のこの國の方向といふものを進めなくちゃならない、こういう観点に立つときに、非常に重要な問題だと思ふ。我々が予想しておる以上これは重要な大きな國際的な意味を持つた問題だと思ふのであります。たまた／＼どうも時代の流れがさういふものに対して、やはり何か圧迫的な方向を取つて行く、それが最近の一つの政府の方策として出されて來ておるといふところから起つておるものは、これは非常にこの日本の將來に對して大きな影響を持つものだといふことを私は考へておるのであります。さういふ点を飽くまで大きな視野に立つて文部省は解決するといふところがなければ、小さい問題の解決の仕方では日本の將來に禍根を残すといふやうな心配が非常に私はあるのではありません。さういふ点からしまして、この問題を飽くまで大所高所に立つて善処されんことを私は

切望したいと思つてあります。

向この解散の法的な措置とか、こういうような傾向に對しましては、まだ質問をしたいと思ひますけれども、この問題は他日に保留したいと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 只今の岩間さんのお話の点で少し申上げて置きたいと思ひますが、文部省に一日日約束してあつて、來られたのに會わなかつたというようなことを聞いたというお話であります。只今總務局長から聞きますと、一昨日代表という方が見たそうでありまして、けれども別に一日日會うという約束をしてあつて見えたのではない、併し來られたのでありますから會つて話したものであります。それから全然會わなかつたという事ともないということでありまして、

それから朝鮮人も日本で税金等も納めておるといふ点から、朝鮮人学校に對する補助も當然されなければならぬ、或いは朝鮮人教育に對して特に經費を國家が出すべきだといふような御意見でありましたけれども、朝鮮人の學童に對しまして、日本の子供と全く平等に日本の公立学校で教育をする機會は與えてあるものであります。ですからそれは決して拒否するわけではありませぬし、差別待遇をするわけでもないであります。そこで教育を受ければ國費による教育が實行されるわけなんです。特に私立学校としてこれをやるというものは特殊な場合でありまして、日本でも私立学校でやつておるものもあつて、それは特殊な理由で以て國費によらずしてやつておるわけでありまして、朝鮮の場合もやはりそういう趣旨でやられておるものと考えて

おるわけでありまして、その点少しも違ひはないと私は考えております。

○河野正夫君 若木君の御質問は大臣に對する質問でしたら私の方は後でもよろしいんです。私は事務當局で結構なんです。

○若木勝藏君 私は義務教育費國庫負担法の施行令、政令第九十号並びに政令第二百三十三号、これに關連いたしまして大臣に質問したいと思つております。

この義務教育費國庫負担法のいわゆる法律第二十二号が政府から提出された場合に、この職員の見定額が政令で定めるといふ第二項があつたのです。この際にこの問題は過日必ず問題を生ずるであらうということから私は相當これに對して文部當局に質問を申したのであります。俄然この問題は今年度に入りまして、文部大臣の御承知の通り問題が生じたのであります。そこで私の伺いたいと思つております。この政令で定めた部分のうちの見定額に關するところにあるのであります。その政令の中に「第三條法第一條第二項の職員の定員は、左の通りとする。但し、その定員が現に職にある職員(以下「現員」といふ。)の員数を超える場合には、現員を以て定員とする。」と云つて表が載つておるのであります。その表の第一項だけ讀んでみますが、「小学校の職員、毎年度四月一日における學齡兒童のうち、公立小学校に在學するものの数を五十を以て除して得た数に一、五を乗じて得た数。」と云ふふうになつておるのであります。即ち定員を今小学校の例をとつてみますと、五十人について一、五と決めたのは五十人の生徒を

教育して行くためには、つまり一學級に對して一、五の教員が必要であるといふ科學的な根拠の上に立つて定めたものが、全國のその当時の事情から見て大体全國の平均が一、五ぐらいに當るだらうといふふうなそういう立場からこれを決めたものか、これに非常な疑義を生じておるのであります。といひますのは、明らかに定員である以上は、科學的な根拠に立つて、五十人の子供を教育して行くためには一、五を以てしなければならぬといふ見解に立つのが本當であらうと思つておられるけれども、たま／＼この定員の配分といふふうな場合に、地方の關係者と文部省の事務當局との折衝のときに生じておるところの問題は、恰もこれが全國の平均である、こういうふうなこの折衝の仕方が文部當局からなされておるやに聞いておるのであります。その点は文部省といひまして、どういふふうな見解を持つておられますか。若し一、五といふふうなものは、そういうふうな科學的な立場から立つて定めたものであるとすれば、この政令の第三項、第四項は甚だおかしいものになつて来るのであります。第三項においては「文部大臣は、前二項の規定によつて算定された職員の全國定員の範圍内において、各都道府県別の定員を定める。」第四項におきましては、「都道府県の教育委員會は、前項の規定による各都道府県別の定員の範圍内において、各市町村別の学校の定員を定める。」と云ふと、全國定員といふものが定められて、それから都道府県の定員が定められ、都道府県において市町村の定員が定められる。こ

うなつて参りますと、何だかどうもそこに根拠が五十人の子供を一、五人の先生で以て教育して行くということが妥當であるといふような建前ではなしに、如何にもその事情によつて定員といふものは變つて来る。段々考へて行く、と、定員が或いは一、五でもよし、一、四でもよし、一、三でもよしといふふうになつて来るではなからうか。こういふふうな……ところが事務當局が一、三五といふのは、それは全國平均だといふふうなことに了承せよといふふうな立場が出て来るではないか。私はその点が甚だ疑問に思われるので、その定員に對する見解をはつきりして頂きたい。というのはこれは將來又若し教育費が地方委譲になり、地方の市町村負担になるといふようなことができた場合に、いよ／＼この一つの定員に對する確固たる基準がなければ、地方によつては非常にまちまちな見解が立てられて来るのではないかと云ふことも考えられるのであります。こういう面からこの点について大臣の御見解を伺いたいののであります。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) それは一、五を決めましたときの計算は、私の在任でありますから、細かいことはよく承知しておりますが、併し私の解説するところでは、五十人に對して一、五と言ひ、一、三五と言ひますのは、嚴格な意味における小学校教員の定員の規定ではないと解釈しておるのであります。これは國庫が地方の義務教育費を負担する場合、補助する場合、半額を負担しておるわけでありまして、この場合の基準を示したものであります。従つて文部省から見ますと、この補助金額を算定するについての基準の数字と思つております。で一、五といふものが決められた場合に、教育上の見地から科學的に檢討して、これだけは是非必要であるといふふうで決められたかどうかといふお尋ねもありましたが、これも國庫補助の基準を決めたわけでありまして、從つて、嚴格な意味で以て教育上これだけの数がなければいけないのだといふようなことを十分考慮されたかどうか、疑問でございます。私の考えから言へば、成るべくならば、一つのクラスの人数を少くして、生徒を十分に教育するといふことが教育上は望ましいのであります。一、五でも決して十分に理想的な数ではないだらうと私は考へております。それらの基準は國家の財政の状況から言ひまして、大体決められておる数字でありまして、教育的な見地から理想的なものとしてこれを決めたものではないだらうと私は考へておるのであります。今後新しい予算編成の方針が採用されるということになりますと、或いはこういふやり方も變つて来るのではないかと思ひますが、その場合に、義務教育といふものが十分に実施されなければ、日本の教育としては非常な欠陥になるといふことは明らかでありますから、文部省の立場といたしましては、やはり責任上十分に客觀的な檢討を加へまして、教育の基準經費といふようなものも何とか活用したいといふ考へを持っております。只今それらの研究をし、そしてそれを如何にして実施して確保して行くかといふ問題につきまして、法律にどういふふうな現すか、どういふ法律で決めて行くか、或いはその他の方法によるかといふことも、今真剣に

研究をして考えているわけでございます。

○若木勝藏君 今の大臣の御答弁で以て、大体そういたしますというのと、一・五とか或いは一・三五というようなことは、そのときの国庫の財政に關連してどういふに基準が變つて来るというふうな受取られるのであります。すが、私も恐らくそういふうな建前で来たのじやないかと実は考えておつたのであります。そういうところ、今日教育の振興上非常に禍がある。そのときの財政の事情によつて教育が常に左右されるということが、これがもう何十年來の日本の教育行政上の欠陥であると私は考えておる。こういう点については十分今後一つ是正して貰いた

は、將來においてそういう基準といふようなものをはつきりと考えて行きたいというように御答弁がありました。考えて貰いたい。そうして今こんなふうにして定められた定員であるとするならば、この政令はその趣旨に基いて速かにこれを撤廃してしまつたらよからう、私はそう考へる。その点も一つお考へ願ひたいと思ひます。

○河野正夫君 私は本來行政の内部のことで事についてとやかく当委員会で問題にすることは好ましくないの、成るべくそういうことには触れたくないと思つておつたのでありますけれども、只今全國に教職不適格者として、大學から小、中学校に至るまで、教員の職首乃至は処分が行われておるのであります。が、文部當局とすればまあいろいろな弁解、説明もあるであらうしよう。先般大臣からいろいろとその点につ

いて緊急質問の際にも承りましたが、一方にそういうことを行われておる半面に、まだ、文部省直轄学校においても、又これは文部省に直轄關係ありませんけれども、地方の公立学校においても、他の半面から来る不適格者といふようなものを十分に考慮する必要が残つてゐるのじやないか、こう思つたのであります。その意味で、私一例としてここに申上げて文部當局の御考慮を煩ひたいのであります。

その一例と申しますのは、極めて個人的なことになつて恐縮ではあります。が、東京學芸大學の追分分校の主事をやつてゐる西岡某という方がある筈であります。この人の問題が一般世間の問題となつたのは、九月の上旬だつたか中旬だつたかに、さる新聞で相當大きく出たからでありますけれども、關係者の間にあつては二年程前から非常に重要に考へられておつたのであります。西岡氏は前沖繩師範學校の女子部長であり、兼ねて沖繩の第一高等女學校長であつたのであります。沖繩戦闘の頃に、いわゆる白百合部隊と稱して、この師範學校の女子部の生徒並びに第一高等女學校の生徒の篤志看護婦といふのか何か、義務的ではなかつたかも知れませんが、看護婦の部隊、いわゆる白百合部隊と稱せられるものを組織して軍に協力したのであります。もとより戦時中、又あの沖繩戦の頃、而もこれは銃を持つて立つたのではなくして、看護婦とかそういうような方面において、負傷者をいたわるというふうな仕事に従事するといふことは、必ずしも軍国主義的なことではない。その点はよく分るのでありますけれども、この際に師範の校長を初め

この白百合隊に屬する殆んど大部分の人が戦死しておるのであります。そして西岡氏は、文部省の庇護があつたかどうか、とにかく歸國して追分分校の主事となつておるのであります。而も絶えず沖繩戦のときに如何に自分が協力したかといふことを豪語しておるという点とも聞いておるのであります。而も実は私一方的な話を聞いて問題にしたくないので、いろいろと調査をいたしました。沖繩における新聞社の社長をやつておる人で、必要があれば名前を申上げてよろしうございませうが、政治的にも重要な地位を持つてゐる人が、この点について必要とあらば証言をしてよろしいといふことも、私直接会つていろいろ話を聞きました。新聞に出ておつたように、當時の軍司令官と非常に密接な關係を持つておる。師範學校長を退けてみずから軍と密接な關係で協力しておつた。たゞ單にあの戦争の立場ばかりではなかつたといふことが明かにされておるのであります。そうして東京に帰つて参りました。又個人的な行動においても、沖繩における當時さへも可なり疑惑を持ち、多くの噂が流布されておつた方ださうであります。私の問題とするのは、そういうことを今ここに暴露しようとするのではなくて、文部當局はこゝういふことをすでに十分に知つておる筈である。陳情もあり、いろいろな投書もあつたかと思ひます。知つておるにも拘わらず、その後数ヶ月何らの処置をとつていないように見える。一方において思想的な乃至はまあいろいろな意味の整理が横行されておる際に、

少なくなともういふ人は道義的に見てその地位にあるのはどうか。少なくとも道義的には不適格であると思ふ。更にその後のいろいろな教職に資格かどうかといふことは、それは又それぞれの機關に掛けなければなりません。まいいけれども、そういう機關に再審査したときには如何が相成るかと思われよう。な人について、何らの処置を講じないといふことは、これは直轄學校の教員でもある關係上、文部當局としては聊か怠慢ではなからうかと思つたのであります。この点について文部當局の御説明を承りたい、こう思つたのであります。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 局長からよく事情をお話いたしました。○政府委員(鈴木幸三君) 只今御指摘になりました東京學芸大學の追分分校主事西岡氏の問題でございますが、今お話をいたしましたように「令女界」でございまして、それに白百合部隊のことが載りました、それを契機として大分この問題が取上げられて参つたのであります。そこで私共としましては、その新聞記事にもありましたように、この執筆者自身も、必ずしもこれは真相を言つてゐるのではないといふことを言つておるさうであります。が、文部省といひましたも、これら

ては、あの状態におきましては、例えば西岡氏がその生徒の大部分を篤志看護婦として軍の負傷者を看護するといふ方面に使用したことも、これは軍の命令として出されたのであります。又その事情も止むを得ない事情があつたものと考へます。尙軍參謀その他に相當密接な關係で協力したのじやないかといふ点につきましても、西岡氏は沖繩県ですでに二十年の教員生活をやりました、全く沖繩の事情なり、單に地理的事情ばかりじやなしに、人心の問題につきましても、その方面の十分事情を知悉しておりましたので、その点が軍部の方で利用されたために、軍の方に用いられたといふような事情があることは承つておりますけれども、併しそれが果していわゆる軍国主義的なものとして、これが排除されるべき筋のものであるかどうかといふことは、私共といたしましては現在までの調査では、明確に軍国主義者だとして排除されるべきものといふ具体的な証拠は持ち得ないのであります。ただ一人この沖繩から歸つて参りました關係の教授がおりますが、その教授の証言はむしろ西岡氏に対する有利な証言をいたしておるのであります。他に今申されましたような証言を私共むしろ承りたいのでございまして、積極的に聞くことができないのでござい

ます。それでこの問題は、西岡氏が軍国主義者なり超國家主義者として教員不適格であるかどうかといふ問題でございます。今適格審査の方で相當各方面のデータを集めてゐるのであります。特に沖繩の事情につきましては、直接にこの事情は文部省として調

五

べかねるのをごさいますして、2、UIEを通じて、只今先方の事情を聞いているのでございます。まだその報告を受けておりませんので、その沖繩における報告の結果なり、又適格審査の調査の結果におきまして、その結論が出ましたならば、その結論に従つて処置をすべきものであると思ひますので、その調査につきましては、十分慎重な態度を取つておる次第でございます。

○河野正夫君 文部省が慎重に調査をしておられるということを知りて、事を等閑に附してはいないことに満足の意を表します。但し西岡氏なり、更に一教授の話、私大方大々察しがつきますが、それだけではこの辺は私は真相を把握できないのではないかと申すのであります。特に西岡氏については或る種の噂がありまして、非常に多方面に運動をしておるといふふうなことを聞くのであります。それでこれは文部省の名譽のために是非、事を明らかにして頂きたいのでありますけれども、文部省の去る高官が彼を庇護しておるといふような噂さえ飛んでおります。これはデマではないかと私と思ひますけれども、そういうふうなこともあるのであります。そうして今日で言へば、沖繩は外国というわけでもありませんが、位地は不定でしょうけれども、まあ言つて見れば一種の國際的問題を巻き起してありまして、沖繩人の間にも非常に問題を起しておるといふ情報が入つております。更に在留沖繩人の間に憤激の念を抱かせておるといふことを、私直接会つてその事実であることを確かめました。ただ新聞に学校内の分派争いではないかというふうなことも出たので、私その辺も

相当探りを入れたのでありますけれども、私個人の調査能力も微々たるものであるのではありませんけれども、そうではなくして、確かに私自身から見ると、更に一歩進んで文部省の調査をお願いしたい。單に教職追放に値するか否かという点のみでなくして、いわゆる軍国主義とか、そういう方面のことだけでなく、真に教職に適合するか否かということについても少しお調べをお願いしたいと思ひます。必要とあらば個人的に資料は提供してもよろしくございます。

○岩間正男君 私も今の問題について関心を持つておるものであります。河野君がさつき指摘されましたように、追放に該当するかどうかというような法的の問題からこれを究明するといふことも非常に重要であります。併しいろいろな情勢を総合して見るに、大体的に道義的に一体教職に堪へ得るかどうかというこの点が非常に大きいのではないかと思ふのであります。さつきの河野君の話にもありましたように、一方でこれは広汎な教員の追放がされて、その手続なんかを見ると、必ずしもその手続が合法的にやられていない、それからいろいろ不都合なことに、ついても我々は今日耳にするのであります。そういうふうな措置を一方でして置きながら、而も私もいろいろ人に会い、そういう情報を耳にしておりますから、十分にこれは他日他の機会に申上げようとは考へるのでありますけれども、現在の行動の中において、そういうふうな動きが非常にあるといふようなことを聞いておる。問題は尙私は深刻だと思ふのであります。現在の職場における動靜についても私は

全然聞いていないわけじゃない、このやうな形でやういふやうな過去の軍国主義的ないわば指導者、あの「白百合の塔」といふやうなことは令女界の九月に出ておるやつを読んだわけでありますが、あれを見ますと、これは必ずしも真相ではないというお話がありましたが、あれはレポート文学です。相対の中にも断つてあるように、事実に基づき調査して、そうしてそれによつて物語に書かれてあるといふやうなことが言われておる、そのことがわづ／＼断られておる。そういう点からも考へますと、非常に軍国主義的な傾向を持ち、そしてあの中で指導的な立場を取つてこの問題に処して来た。こういうやうな形の人々が教育機関に尙残存しておる、而も何か文部省がそれを庇護しておるといふやうな話を、今尙そういう噂があるといふことまで承つたのであります。これは河野君は文部省のために取らないところであると言ひました。こういう情勢の中でやういふやうな過去の日本を破壊に導いたやうな思想の持主が残存されないやうに徹底的に調査をする、而もこれは非常に急ぐ問題だと私は思ひます。それでできましたら、この問題について若し必要でしたら、当委員会なんかでも当人、並びにやういふやうな多くの情報を持つておられる方の意見を聴取することも必要じゃないかと、こういふふうに考へられるのであります。非常に簡単な、單に一人の問題じゃなくて、今後の教育の動向を決定する大きな問題だと思ひます。無論これは飽くまでも基本的な人権といふものは尊重されなくてはな

りませんから、十分にこの問題については慎重を必要とすると思ひますけれども、これはとにかく教育の中から過去のそのやうな思想を、文部省が積極的にやういふやうなものを排除する決意を以て進められんことを切望するわけであります。

○委員長(田中耕太郎君) それでは大分時間も経過いたしましたから、御異議がなければ、本日の委員会はこの程度で散会いたしたいと思ひます。

午後一時一分散会

出席者は左の通り。

委員長 田中耕太郎君

理事 若木 勝藏君
松野 喜内君
木内キヤウ君
岩間 正男君
河野 正夫君
小野 光洋君

十月二十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

政府委員 文部大臣 高瀬莊太郎君
文部事務官 飯木 享弘君
(大学学術局長)

堀越 儀郎君
三島 通陽君
山本 勇造君
藤田 芳雄君

第一條 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條中

静岡大学	静岡県
文理学部	静岡高等専門学校
教育学部	静岡工業専門学校
工学部	静岡第一師範学校
	静岡第二師範学校
	静岡青年師範学校

を

第五條中

静岡大学	静岡県	静岡高等専門学校
文理学部	静岡工業専門学校	静岡第一師範学校
教育学部	静岡第二師範学校	静岡青年師範学校
工学部		

に改める。

岐阜大学	農学部	附属農場、附属演習林
商船大学	商船学部	船舶運航研究施設

に改める。

を

附則第十一項中「東京水産大学」の下に「及び商船大学」を加え、「農林大臣」を「それぞれ農林大臣及び運輸大臣」に改める。

附則第十二項中「農林省令」との下に、「商船大学にあつては「運輸省令」とそれぞれ」を加える。

附則第十三項を附則第十五項とし、附則第十二項の次に次の二項を加える。

13 国立学校設置法の一部を改正する等の法律（昭和二十四年法律第号）施行の際現に高等商船学校に在学する者で昭和二十四年度に入学したものは、商船大学に入学させるものとする。

14 前項の規定により商船大学に入学させた者については、高等商船学校における在学年数は、商船大学における在学年数とみなし、高等商船学校において履修した課程は、商船大学において履修したものとみなす。

別表第一弘前大学の項中「八二五人」を「八二一人」に、同表東北大学の項中「三、九九七人」を「三、九七七人」に、同表群馬大学の項中「九〇二人」を「八九七人」に、同表信州大学の項中「一、二二三人」を「一、二一九人」に、同表京都大学の項中「三、四五三人」を「三、四一四人」に、同表鳥取大学の項中「八一人」を「八〇九人」に、同表九州大学の項中「二、九一六人」を「二、八七九人」に、同表中

「岐阜大学」四五二人」を

「岐阜大学四五二人」に改める。
商船大学二六六人」

別表第四東京医科歯科大学の項中「七四三人」を「七三一人」に改める。

第二條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八條中 「造船技術審議会

「造船技術審議会 運輸大臣の諮問に應じて造船技術の向上に

船員教育審議会 運輸大臣の諮問に應じて船員教育に関する

附則第十項を附則第十一項とし、以下一項ずつ繰り下げ、附則第九項の次に次の一項を加える。

10 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の規定により設置される商船大学は、昭和二十五年三月三十一日までは、本省の附属機関として置かれるものとする。

第三條 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第六項第二号中「水産実習」の下に「商船、商船実習」を加える。

別表第一備考三中「及び水産」を「水産及び商船」に改める。

別表第五第一欄中「若しくは水産実習」を「水産実習若しくは商船実習」に改める。

第四條 中等学校令等の特例に関する

第二十九條中「海務学院」及び「高等商船学校」を削る。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

第三十二條及び第三十三條 削除

第三十六條第一項中「高等商船学校、商船学校及び海員養成所の生徒」を「商船大学、商船学校及び海員養成所の学生及び生徒」に改める。

運輸大臣の諮問に應じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

る件（昭和十六年勅令第千百五十七号）は、廃止する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十四年十一月十一日印刷

昭和二十四年十一月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所